



授業料以外の教育費に係る支援 ～高校生等奨学給付金～

給付金の一部前倒し支給ができます！

どういう制度？

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金です。
- 生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯が対象です。
※家計急変により非課税相当と認められた場合も対象となります。
- 7月頃に申請し、10月～11月頃に給付金が支払われます。
※給付額は裏面をご確認ください。

前倒し支給を受けるには？

- 6月までに1回、7月頃に1回、計2回の申請が必要です。
※支給総額は年に1回申請した場合と変わりません。
- 1回目の申請後、7月頃に給付額の1／4を支給します。
2回目の申請後、10月頃に給付額の3／4を支給します。
※給付額は裏面をご確認ください。
- 支給時期は目安です。申請状況により、前後します。

給付額は？

世帯状況	給付額（年額）
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	122,100円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円
非課税世帯【通信制】	50,500円

前倒し支給は、2回に分けて支給されます。

世帯状況	1回目	2回目
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	8,075円	24,225円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	30,525円	91,575円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	35,925円	107,775円
非課税世帯【通信制】	12,625円	37,875円